

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県美作市長

公表日

令和8年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診等、健康増進に関する事業の実施、情報の管理、統計データの分析・資料作成等を行っている。 特定個人情報ファイルについては次の事務に利用する。 ①各種検診の実施対象者の把握 ②各種検診の受診結果等データの管理 ③各種検診受診後の指導・相談の実施
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康政策課 岡山県美作市美来1番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	がん検診等をシステム入力時など手作業が介在するが、複数人で確認し、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムのアクセスについてはパスワード認証により担当職員を限定してしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	健康づくり推進課長 山下 富貴子	健康づくり推進課長	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策 各項目	—	各項目を追記	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和2年5月1日	表紙 評価書名	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書	健康増進に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年5月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の制限	健康増進法に関する事務	健康増進に関する事務	事後	
令和2年5月1日	I 1. ①事務の名称	健康増進法に関する事務	健康増進に関する事務	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	表紙 公表日	平成27年12月1日	令和2年5月1日	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 5-①部署	健康づくり推進課	健康政策課	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	健康づくり推進課長	課長	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 8.連絡先	健康づくり推進課	健康政策課	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和4年3月11日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和4年3月11日	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4-①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	(追記)	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】102の2項	事後	
令和4年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接	(接続しない(入手))	十分である	事後	
令和4年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接	(接続しない(提供))	十分である	事後	
令和7年5月7日	I 関連情報 7.請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 8.連絡先	保健福祉部健康政策課 岡山県美作市北山390番地2	保健福祉部健康政策課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和8年3月1日	表紙 公表日	令和4年3月11日	令和8年3月1日	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	がん検診等をシステム入力時など手作業が介在するが、複数人で確認し、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	—	健康管理システムのアクセスについてはパスワード認証により担当職員を限定してしている。	事前	
令和8年8月1日	表紙 公表日	令和8年3月1日	令和8年8月1日	事後	
令和8年8月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76項	番号法第9条第1項 別表111項	事後	法改正に伴うもの
令和8年8月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二【情報提供】102の2項【情報照会】102の2項平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】50条【情報照会】50条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項	事後	法改正に伴うもの